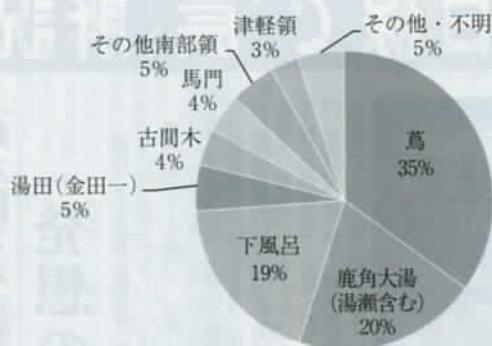


前号では藩主の湯治の例を紹介したので、今号では藩士の湯治の話をしよう。

江戸時代の侍の勤仕には細かい定めがあり、休暇（病気、忌中、妻の出産等）の度に藩庁に願書を提出し、許可を得なければならなかつた。湯治の場合も同様で、本人のみならず妻や母など、家族の湯治にも許可が必要だつた。

現在の青森県にあつた諸藩の日記を見ると、湯治願

や帰着の届けが頻出する。お陰で、当時の侍がどのようない効能を求めて、どこに湯治に行つてか分かる。この中から、『八戸市史資料編』として活字化されている八戸藩の例を紹介しよう。



八戸藩史の湯治場所

(『八戸市史資料編1~10』より中野渡作成)

江戸時代前期、貞享4年(1687)から、廢藩置県前の明治3年(1870)

### 歴史に見る「温泉」③ 藩士の湯治

(県民生活文化課  
県史編さんグループ  
主幹)

中野渡 一耕



明治期の蔦温泉 (県史編さんグループ蔵)  
明治初年には湯槽が二つあり、

小屋が十棟囲んでいたという。

八戸藩の場合、藩内にはこれといつた温泉地がないので(現在でも三八地方や三陸地方は温泉が少ない)、湯治先も自ずから藩外となる。グラフにあるように、八戸藩士の三大湯

盛岡藩領にあたる湯治の期間は「一廻り」

八戸藩の場合、藩内にはこれといつた温泉地がないので(現在でも三八地方や三陸地方は温泉が少ない)、湯治先も自ずから藩外となる。グラフにあるように、八戸藩士の三大湯盛岡藩領にあたる湯治の期間は「一廻り」

八戸藩の場合、藩内にはこれといつた温泉地がないので(現在でも三八地方や三陸地方は温泉が少ない)、湯治先も自ずから藩外となる。グラフにあるように、八戸藩士の三大湯盛岡藩領にあたる湯治の期間は「一廻り」